



# 宮 崎 県 公 報

平成19年2月15日(木曜日) 第 1854 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1

### 告 示

○民有林の保安林の指定予定 (3 件) …………… (自然環境課) 1  
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 2  
○入札公告…………… 2

## 規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第二号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和三十九年宮崎県規則第十一号) の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中492を495とし、415 から491までを418 から494までとし、418 の前に次のように加える。

417 産業開発書年隊入隊料

別表第一第二号中414を416とし、365 から413までを367 から415までとし、367 の前に次のように加える。

366 県立高等水産研修所入所料

別表第一第二号中364を365とし、337 から363までを338 から364までとし、338 の前に次のように加える。

337 県立農業大学校入学料

#### 附 則

この規則は、平成十九年三月九日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第 126号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下小原井3751-26
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 127号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字尾ノ下 11442-78、11442-170、11577-9、字黒石 11829-1、字白水 14609-24、14609-29から 14609-38まで、14609-40、14609-41、14609-44、14609-45、14609-54から 14609-56まで、14609-60から 14609-62まで、14609-64、14609-201、14609-203から 14609-207まで
  - 2 指定の目的 干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 128号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字尾ノ下 11442-78、11442-170、11577-9、字黒石 11829-

1、字白水 14609-24、14609-29から 14609-38まで、14609-40、14609-41、14609-44、14609-45、14609-54から 14609-56まで、14609-60から 14609-62まで、14609-64、14609-201、14609-203から 14609-207まで

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、  
 崎嶇土地改良区 (高千穂町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年2月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地イ
理 事	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方4986番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地イ
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5654番地

(任期：平成21年11月6日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地イ
理 事	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方4986番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地イ

理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5654番地

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 宮崎県工業技術センター (宮崎県食品開発センターを含む。) で使用するLAN用サーバ及び業務用パソコン1式 (サーバ、クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付け工事等)

(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで (60月)

(4) 納入場所 宮崎県工業技術センター (宮崎県食品開発センターを含む。) 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号 0985 (74) 4311

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃貸料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成17年宮崎県条例第81号) 第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成18年宮崎県告示第 201号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエ並びにオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年3月16日までに提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号0985 (74) 4311

(2) 期間 平成19年2月15日から平成19年3月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 期間 平成19年2月15日から平成19年3月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県工業技術センター中研修室

(2) 日時 平成19年3月8日午後2時

#### 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 提出期限 平成19年3月29日午後1時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

#### 8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県工業技術センター中研修室

(2) 日時 平成19年3月29日午後2時

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号0985 (74) 4311

#### 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required:Client Personal computer For Local Area Network, 1 set to be used in Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center and Miyazaki Prefecture Foods Development Center

(2) Time limit for tender:1:00p.m.29 March,2007

(3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center, 16500-2 Higashikaminaka, Sadowara Town,Miyazaki City,880-0303 Japan.TEL : 0985-74-4311